

真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における特殊詐欺被害の未然防止を目的として、迷惑電話防止機能を有する電話機及び機器（以下「電話機等」という。）を購入する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 神奈川県特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付要綱第2条第1号に規定する行為をいう。
- (2) 電話機等 電話機の呼出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する特殊詐欺を防止するための固定電話機又は固定電話機に取り付ける機器で町長が認めたもの

(補助対象)

第3条 この補助金は、次の要件をすべて満たす者（以下「補助対象者」という。）が、電話機等を購入する場合に交付する。

- (1) 町内に居住する70歳以上の町民で、同居住地において電話機等を設置し利用すること。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 補助金交付日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して6年間、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 真鶴町暴力団排除条例（平成23年真鶴町条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金額)

第4条 補助金額は電話機等の購入費に3分の2を乗じて得た額とし、6,000円を上限とする。ただし、以下の経費については交付の対象としない。

- (1) 修理及び点検等に係る経費
 - (2) 消耗品の交換等に係る経費
 - (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
 - (4) 電話機等の設置に係る経費
 - (5) 電話機等の配送に係る経費
 - (6) 補助対象者が2名以上居住する世帯における、複数台の電話機等の購入費
- 2 前項において算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を補助金額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購

入費補助金交付申請書（第1号様式）に次の必要書類を添えて指定する期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 購入する電話機等のカタログ又は見積書等の写し
- (2) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付の可否を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第7条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付を決定したときは、その決定した内容及び条件を付した場合はその条件を記載した真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、補助金等の交付をしないことに決定したときは、速やかに当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、町長が指定する期日までに当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更の承認)

第10条 補助対象者は、軽微な変更と町長が認める場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金事業計画変更承認申請書（第3号様式）を町長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 購入する電話機等の価格を増額変更しようとするとき。
- (2) 購入する電話機等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 購入を中止しようとするとき。

2 補助対象者は、購入が予定の期間内に完了しないとき又は購入が困難となったときは、遅滞なくその理由及びこれに対する措置を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 町長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 町長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により補助対象者に通

知するものとする。

(状況報告)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、購入の状況を報告させることができる。

(遂行の指示)

第12条 町長は、交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象者に対し、これらに従って購入を遂行すべきことを指示することができる。

2 町長は、補助対象者が前項の指示に従わなかったときは、その購入の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、購入が完了したとき（購入の中止の承認を受けたときを含む。）は、1か月以内に、購入の結果を記載した真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る購入が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金額等確定通知書（第6号様式）により当該補助申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 町長は、前条の規定による審査又は調査の結果、購入の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象者に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示により当該申請者が必要な措置をした場合について準用する。

(交付の時期)

第16条 町長は、補助金を第13条の規定により確定した後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 正当な理由がなく町長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しをした場合は、真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第18条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助対象者に対し、真鶴町迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金返還命令書(第8号様式)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第19条 補助対象者が当該補助金により購入した電話機等は、補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、当該補助金交付日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して6年とする。

(財産のき損又は減失)

第20条 補助対象者は、補助金等により取得した財産が、天災その他の事故によりき損し、又は減失したときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過している場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。